

第Ⅱ章 業務概況（実績）

（総 務 課）

1. 情報公開・個人情報開示の推進について

（1）情報公開について

① 制度の概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、行政文書を開示するものです。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する行政文書について開示請求があった場合、不開示情報として規定された6つの類型^{（※）}に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された6つの類型

- ① 特定の個人を識別できる情報
- ② 法人の正当な利益を害する情報
- ③ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ④ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑤ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑥ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実 績

（単位：件）

	前年度からの 繰越件数	令和元年度 開示請求件数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分開示含）	不開示	取り下げ	
令和元年度	10	498	469	27	8	4

（2）個人情報開示について

① 制度の概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、個人から自己の個人情報について、行政機関に対して開示請求があった場合に開示します。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する個人情報について開示請求があった場合、不開示情報として規定された7つの類型^(※)に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された7つの類型

- ❶ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ❷ 開示請求者以外の個人に関する情報
- ❸ 法人の正当な利益を害する情報
- ❹ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ❺ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ❻ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ❼ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実 績

（単位：件）

	前年度からの繰越件数	令和元年度 開示請求数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分開示含）	不開示	取り下げ	
令和元年度	1	24	24	0	0	1

2. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について

（１）制度の概要

平成２２年１月１日の社会保険庁廃止に伴い、これまで旧社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替されました。

また、日本年金機構へ出資したのち不要となった財産については、国庫納付され、土地や建物の国有財産については、当該国有財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替されることとなっております。

関東信越厚生局においては、これらの国有財産については、年金財政に資するため売却手続きを進めることとしており、早期売却に向けて適切な管理を実施しているところです。

（２）業務内容

① 国有財産の管理

（ア）国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）

（イ）財産の維持管理

- ・ 防犯、警備会社への委託、看板（立入禁止）の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 土壌汚染調査、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）調査
- ・ 境界確定及び測量

（ウ）国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

② 国有財産の処分

（ア）売却

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用・公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売却に係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 売却に係る財務大臣承認申請手続き
- ・ 一般競争入札

（イ）譲与

（ウ）建物の取壊し

（３）実 績

令和元年度 該当なし

（企画調整課）

1. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

（1）制度の概要

「社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）」（以下この項目において「法」という。）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が設置され、地方には「地方社会保険医療協議会」が全国8地方厚生（支）局ごとに設置されています。

① 地方社会保険医療協議会の所掌事務

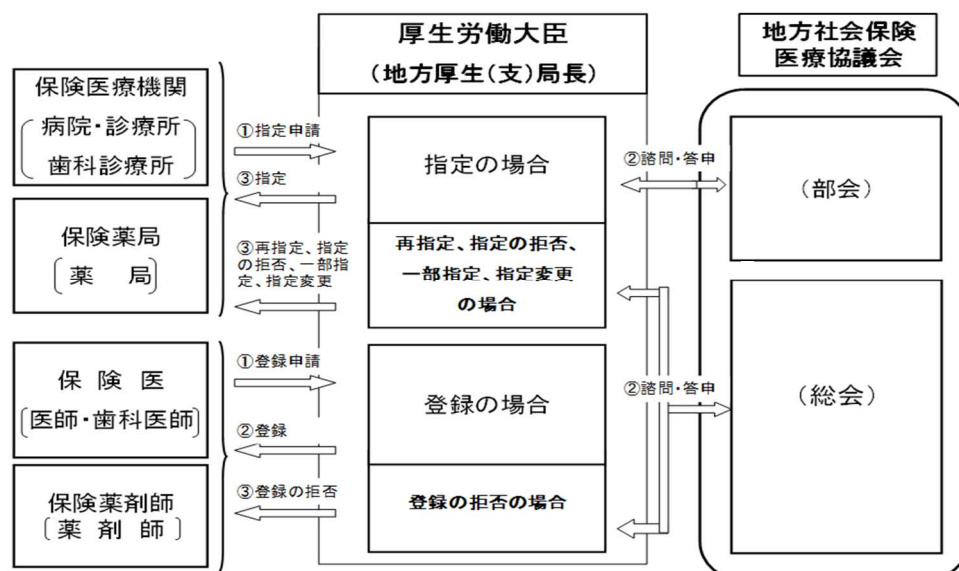
法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と規定されています。

② 地方社会保険医療協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と、法施行令とこれに基づき関東信越地方社会保険医療協議会が定めた「関東信越地方社会保険医療協議会議事規則」（以下この項目において「議事規則」という。）による、「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数は法によって、それぞれ20名と8名と規定されています。

なお、部会については議事規則第7条1項の規定により、都道府県ごとに部会を置くことができ、管内1都9県に設置されています。

【保険医療機関の指定等の流れ】



③ 地方社会保険医療協議会の構成員

令和2年3月末現在では総会審議のみに参画する委員5名、総会及び部会の審議に参画する委員15名と、原則として部会審議にのみ参画し事案により総会審議に参画する臨時委員65名の計85名です。

（２）業務内容

企画調整課及び関東信越厚生局管内の各都県の事務所（埼玉県については指導監査課。以下同じ。）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しています。

具体的には、関東信越地方社会保険医療協議会会長又は部会長と調整を行ない、総会と部会の運営を行っています。

また、委員の改選は、法第4条第1項により任期は2年とされ、1年ごとにその半数を任命することとなっており、これに係る事務も行っています。

（改選以外に委員又は臨時委員が辞任した場合は、後任の委員又は臨時委員を委嘱します。）

（３）実 績

① 総 会

総会は、法第6条において、正当な理由がある場合を除いては、6か月に1回以上開かなければならないと規定されています。

総会においては、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するほか、会長及び会長代行の選出、部会に属すべき臨時委員の指名を行っています。

【開催状況】

令和元年度は、総会を4回開催し、その概要は以下のとおりです。

	審議を行った事項等
第54回総会 (令和元年6月19日開催)	・ 元保険医療機関への対応（千葉）
第55回総会 (令和元年8月28日開催)	・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の取消（茨城）
第56回総会 (令和元年10月23日開催)	・ 会長の選出 ・ 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認 ・ 元保険医療機関への対応及び保険医の取消（千葉）
第57回総会 (令和2年3月18日開催)	・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の取消（新潟）

（注）これまでに開催された「関東信越地方社会保険医療協議会（総会）の議事要旨等は、以下に掲載しています。

関東信越厚生局のホームページ：[業務内容（関東信越地方社会保険医療協議会）](#)

② 部 会

関東信越厚生局管内の各都県の事務所では、保険医療機関・保険薬局指定申請を随時に受理しているため、毎月開催することとなっています。

【開催状況】

管内10部会とも、平成31年4月から令和2年3月まで（主に令和元年5月から令和2年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和元年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
審議件数	1,742	3,361	1,008	2,460	1,460	2,301

※詳細は第Ⅴ章 資料・データ集 企画調整課関係を参照

③ 改選について

令和元年10月の半数改選の際には、関係の団体へ委員・臨時委員の推薦依頼を行い、厚生労働本省へ内申の手続きを行うとともに、令和元年10月1日付で45名（委員10名、臨時委員35名）に対し厚生労働大臣からの委嘱状を交付しました。

また、令和元年度では4名の臨時委員が任期途中で交代したため、前任者の残期間を任期として委嘱状を交付しました。

2. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」について

（1）概要

厚生労働行政に関して、関東信越厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

（2）業務内容

企画調整課においては、国民の皆様からホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の受付をし、担当部署へ回送をしています。また、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

なお、令和元年度中にホームページに寄せられた件数は、「ご意見・ご要望」283件、「お問い合わせ（ご質問）」1,021件です。

3. 「国民の皆様の声」について

（１）概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省の部局へ報告し、業務改善に役立てています。なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

（２）業務内容

企画調整課においては、関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所管する厚生労働本省の部局へ報告しています。また、厚生労働本省への報告状況を関東信越厚生局内に周知しています。

なお、令和元年度中に関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省の部局へ報告した件数は２４件です。

4. 公益通報について

（１）概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とした「公益通報者保護法」により、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、公益通報窓口を設置し、内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

また、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じることとしています。

（年金指導課）

1. 日本年金機構の業務に係る認可について

（1）制度の概要

公的年金制度は、加齢による稼得能力の減退等に対する所得保障のほか、被保険者が傷病等によって障害の状態が残った場合や死亡した場合における社会保障機能の役目も担っています。

現在、公的年金制度である政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）は、厚生労働大臣から政府管掌年金事業に係る権限の委任及び事務が委託された日本年金機構（以下「機構」という。）によって、国の適正な管理・監督の下、各法令の規定等に基づき、業務が行われています。

機構が行う業務のうち、滞納処分や適用事業所への立入検査等といった公権力の行使を有する業務については、公正性や客観性が十分に担保された上で実施されなくてはなりません。

このため、機構が滞納処分等を実施しようとする場合には、あらかじめ地方厚生局長の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）が必要になります。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、平成28年3月24日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領」等に基づき、機構が実施する滞納処分等の認可の申請等を審査し、認可しています。

また、機構が実施した滞納処分等の結果報告等により、機構が適正に滞納処分等を実施しているか等の事後確認も行っています。

（3）認可等の種類

① 認可業務

- (ア) 機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可
- (イ) 機構が行う滞納処分等に係る権限の認可
- (ウ) 機構が行う立入検査等に係る権限の認可

② 結果報告等の確認業務

- (ア) 徴収職員・収納職員の異動報告
- (イ) 滞納処分等の結果報告
- (ウ) 立入検査等の結果報告

（４）実 績

	令和元年度
徴収職員・収納職員の認可	
① 徴収職員	379 人
② 収納職員	320 人
滞納処分等の認可	
① 厚生年金保険関係	720,231 件
② 国民年金関係	44,961 件
立入検査等の認可	
① 事業所関係	311,684 件
② 受給権者・被保険者関係	135 件
滞納処分等の結果報告の確認	
① 厚生年金保険関係	45,664 件
② 国民年金関係	21,024 件
立入検査等の結果報告の確認	
① 実施	158,626 件
② 実施不能	2,896 件
③ 未実施	175,672 件

２．厚生年金保険料等の納付の猶予について

（１）制度の概要

納付義務者が災害等により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、厚生年金保険法第８９条等の規定により準用する国税通則法第４６条に基づき、その納付を猶予することができると規定されています。

（２）業務内容

関東信越厚生局では、納付義務者から申請された厚生年金保険料等の納付の猶予に係る申請について、平成２８年３月２４日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」等に基づき、適正に審査等を行っています。

（３）実 績

	令和元年度
厚生年金保険料等の納付猶予の許可等	
① 許可	1 件
② 不許可	0 件

（年金調整課）

1. 社会保険労務士に関する業務について

（1）制度の概要

社会保険労務士は、労働・社会保険の専門家として、労働保険・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類や申請書等を依頼者に代わって作成することや企業の労務管理やコンサルティング等を行っています。

社会保険諸法令に基づく、こうした業務が適正に実施されるよう社会保険労務士に関する業務を行っています（※労働諸法令に関する業務は、都道府県労働局となっています）。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

（3）実 績

令和元年度における社会保険労務士の不正事案に係る情報提供数等は次のとおりです。

情 報 提 供	社会保険諸法令 に関するもの	労働諸法令 に関するもの	社会保険諸法令に 関する懲戒処分
19	10	9	0

（注）労働諸法令に関するものについては、都道府県労働局に転送しています。

（参考）都県別の社会保険労務士の会員数

（令和2年3月31日現在）

都 県 名	会 員 数（人）					社労士法人 会員数
	開業	法人の社員	勤務	その他	合計	
茨 城 県	357	33	78	40	508	19
栃 木 県	260	29	43	18	350	19
群 馬 県	360	26	0	197	583	13
埼 玉 県	1,266	89	455	131	1,941	49
千 葉 県	1,055	54	252	205	1,566	36
東 京 都	4,194	890	4,580	1,189	10,853	539
神 奈 川 県	1,617	121	425	530	2,693	63
新 潟 県	339	44	101	49	533	22
山 梨 県	138	9	21	12	180	7
長 野 県	389	43	144	47	623	22
合 計	9,975	1,338	6,099	2,418	19,830	789

2. 年金委員に関する業務について

（1）制度の概要

日本年金機構法に規定する年金委員は、適用事業所の事業主や市区町村等の推薦により厚生労働大臣からの委嘱を受けて、年金制度への理解と信頼を深めていただくため、適用事業所や地域での普及・啓発活動を行う無報酬の民間協力員です。

年金委員は、適用事業所の事業主が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「職域型の年金委員」と、市区町村等が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「地域型の年金委員」の二種類に区分されています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、年金委員の委嘱等に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に権限を委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱・解嘱状、年金委員証明書の交付
- ② 年金委員名簿の管理
- ③ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰候補者の確認・審査等
- ④ 諸変更手続

（３）実 績

令和元年度における年金委員委嘱処理件数等は次のとおりです。

区 分	委嘱件数	解嘱件数
職 域 型	1, 773	1, 793
地 域 型	428	204
合 計	2, 201	1, 997

（参考①）都県別の年金委員数の状況は次のとおりです。（令和２年３月３１日現在）

都 県 名	職域型（人）	地域型（人）	合 計（人）
茨 城 県	2, 277	76	2, 353
栃 木 県	1, 733	70	1, 803
群 馬 県	1, 883	114	1, 997
埼 玉 県	2, 828	128	2, 956
千 葉 県	2, 693	113	2, 806
東 京 都	6, 240	184	6, 424
神 奈 川 県	3, 272	179	3, 451
新 潟 県	3, 922	85	4, 007
山 梨 県	1, 221	40	1, 261
長 野 県	4, 083	81	4, 164
合 計	30, 152	1, 070	31, 222

（参考②）令和元年度における都県別の年金委員功労者厚生労働大臣表彰受賞者数

都 県 名	受賞者数（人）
茨 城 県	1
栃 木 県	1
群 馬 県	1
埼 玉 県	2
千 葉 県	2
東 京 都	4
神 奈 川 県	2
新 潟 県	3
山 梨 県	1
長 野 県	3
合 計	20

3. 学生納付特例事務法人に関する業務について

（１）制度の概要

学生納付特例制度（就学中で所得が少ない20歳以上の学生は、本人の申請により国民年金保険料の納付を猶予（10年間）し、卒業後に追納できる仕組み）については、学生の住民票のある市区町村窓口に申請を行う必要があります。

このため、学生がより申請をしやすくするため、学生納付特例事務法人として指定を受けた大学等で申請を代行することができます。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 制度周知及び代行事務の協力要請
- ② 学生納付特例事務法人の指定等に係る審査及び決定
- ③ 学生納付特例事務法人の指定取消等
- ④ 学生納付特例事務法人の諸変更手続

（３）実 績

令和元年度における学生納付特例事務法人の指定及び取消処理件数は次のとおりです。

新規指定法人等数	法人等指定取消数	年度末の指定法人等数
7 法人	4 法人	113 法人

（参考）新規の7法人は次のとおりです。

県 名	学生納付特例事務法人	指定年月日
群 馬 県	学校法人 群馬パース学園	令和2年03月26日
千 葉 県	学校法人 昭和学院	令和元年07月12日
東 京 都	学校法人 城西大学	令和元年11月15日
	学校法人 東邦歯科学院	令和元年12月23日
	学校法人 駒澤大学	令和2年01月23日
神 奈 川 県	学校法人 Y S E 学園	令和元年09月30日
新 潟 県	国立大学法人 上越教育大学	平成31年4月24日

（注）学生納付特例事務法人一覧については、第Ⅵ章 資料・データ集 年金調整課関係をご覧ください。

4. 保険料納付確認団体に関する業務について

（１）制度の概要

保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣より権限を委任された地方厚生（支）局長の指定を受け、その団体の構成員である国民年金被保険者の委託を受けて、当該被保険者の国民年金保険料の納付状況を確認できる仕組みです。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管轄する日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定等に係る確認及び決定
- ② 保険料納付確認団体への改善命令等
- ③ 保険料納付状況の情報提供

（３）実 績

令和元年度に新たに指定を行った団体はありません。

（参考）保険料納付確認団体

県 名	団 体 名
千 葉 県	公益社団法人千葉県医師会
山 梨 県	一般社団法人山梨県薬剤師会

5. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

（１）制度の概要

住民の一番身近な行政窓口である市区町村に国民年金事務の一部を委託しており、市区町村が行う国民年金事務に必要な費用を国民年金事務費交付金として支払いを行っています。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や年金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（１都９県４５０市区町村）に対して事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての実地審査を行っています。

（３）実 績

令和元年度における国民年金等事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市 区 町 村 数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	7,878,006	4,781,903	3,096,103

② 協力・連携事務に対する交付

市 区 町 村 数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	1,933,792	781,716	1,152,076

（注）上記の表①、②の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

６．健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

（１）制度の概要

健康保険事務指定市町村は、厚生労働大臣（平成２２年１月以前は当時の社会保険庁長官）が指定した市区町村（以下、指定市町村といいます。）が行う健康保険の事務（日雇特例被保険者手帳交付等）の執行に必要な費用を交付金として交付しています。

（※日雇特例被保険者とは、健康保険法第３条第２項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。）

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、指定市町村に対して指定市町村交付金を交付するため、指定市町村から提出される各種書類の内容審査のほか、毎月、指定市町村からの事業状況報告の取りまとめ、厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

（３）実 績

令和元年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付額

指定市町村数	申請市町村数	交 付 額	
		件 数	金 額（円）
31	21	212	18,405

７．年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について**（１）制度の概要**

年金生活者支援給付金は、年金を含めて所得の低い方の生活を支援するため、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の方に年金に上乗せして支給を行います（令和元年１０月１日施行）。

この年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、住民の一番身近な行政窓口である市区町村に委託しており、市区町村が行う支給事務に対して必要な費用を年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金として支払いを行います。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが、厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

第１号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金の請求等の受理及びその請求等に係る事実を審査するとともに日本年金機構に送付する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や給付金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（１都９県４５０市区町村）に対して支給業務市町村事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての实地審査を行います。

（３）実 績

令和元年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額（千円）
450	423	77,826

② 協力・連携事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額（千円）
450	441	201,859

③ 令和元年度システム改修費に対する交付

市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額（千円）
450	78	20,875

※一部の市区町村において交付申請が０円のところがあったため、市区町村数と相違しています。

（注）上記の表①、②、③の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

（年金審査課・各年金審査分室）

関東信越厚生局には、年金訂正請求に関する調査事務などを行うための事務組織として、年金審査課（さいたま市）のほか、千葉年金審査分室（千葉市）、東京年金審査分室（新宿区）、及び神奈川年金審査分室（横浜市）を設置しています。以下、年金審査課及び各年金審査分室に共通する業務について説明します。

1. 年金記録の訂正手続きについて

（１）制度の概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など厚生労働大臣が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

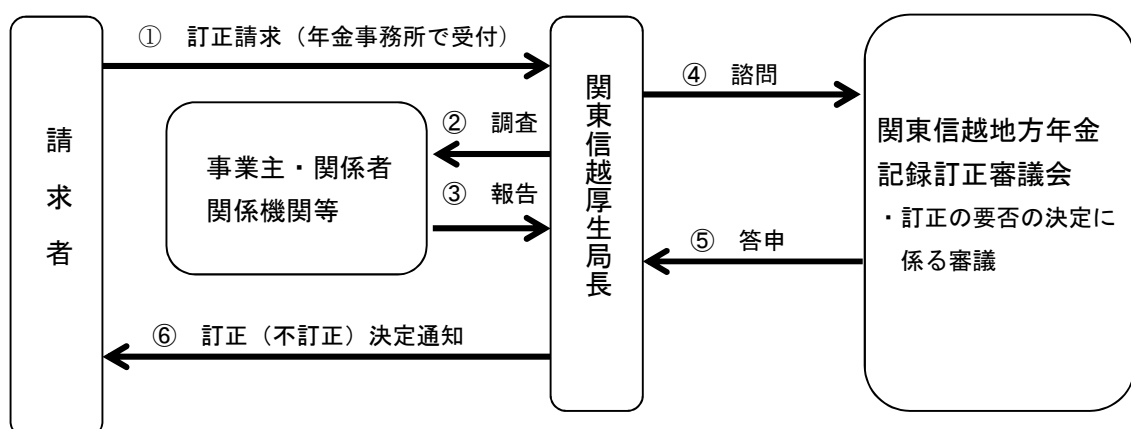
ご自身の年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対して年金記録の訂正請求をすることができます。

なお、訂正請求の窓口は、お近くの年金事務所になります。

（２）業務内容

厚生労働省（地方厚生（支）局）は、請求内容について、事業主・関係者・関係機関等に対する調査や情報収集を行い、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）に諮問し、審議・答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定をします。

【年金記録の訂正手続きの流れ】



2. 関東信越地方年金記録訂正審議会について

（1）関東信越地方年金記録訂正審議会について

① 関東信越地方年金記録訂正審議会の所掌事務

厚生年金保険法第28条の4第3項及び国民年金法第14条の4第3項の規定により諮問された訂正請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議のうえ議決することができるとされています。

② 関東信越地方年金記録訂正審議会の組織及び構成員

関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）とは、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家で構成される会議です。

この審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議する「部会」で構成されています。

なお、部会は、年金審査課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県を管轄）に6部会、千葉年金審査分室（千葉県を管轄）に2部会、東京年金審査分室（東京都を管轄）に6部会、神奈川年金審査分室（神奈川県を管轄）に3部会、併せて17部会が設置されています。

委員等は、令和2年3月末現在で、委員17名、臨時委員52名の計69名です。

（2）業務内容

年金審査課及び各年金審査分室は、地方年金記録訂正審議会規則に基づき、関東信越地方年金記録審議会の庶務を行っています。

なお、委員等の任期は、地方年金記録訂正審議会規則第4条第1項により2年とされており、委員等の任命等に係る事務も行っています。

（3）実 績

① 総会

【開催状況】

	審議を行った事項
第5回総会 (H31. 4. 15開催)	・ 関東信越地方年金記録訂正審議会会長の選出について ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則の改定について ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会部会に属すべき委員・臨時委員の指名及び部会長並びに副会長の指名について
第4回総会 (H30. 4. 16開催)	・ 関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則の改定について ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会部会に属すべき委員・臨時委員の指名及び部会長並びに副会長の指名について

② 部会

年金審査課及び各年金審査分室において、それぞれの部会を原則月 1 回ないし 2 回のペースで開催され、審議を行っています。

【開催状況】

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
部会開催数	2 6 8 回	3 2 2 回	4 5 4 回
諮問件数	4 3 2 件	5 0 8 件	8 6 2 件

(注) これまでに開催された「関東信越地方年金記録訂正審議会」の総会の概要及び部会の審議結果は、以下に掲載していますので、ご覧下さい。

関東信越厚生局のホームページ内リンク先：[関東信越地方年金記録訂正審議会](#)

（健康福祉課）

平成31（2019）年4月に山梨県甲府市が中核市となり、健康福祉課における間接補助事業者、指導監査における調整等の役割を担うこととなります。

関東信越厚生局管内における都県・指定都市・中核市は、10都県、6指定都市、12中核市 計28自治体となります。

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第15号）から、令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第19号、第21号）において、関東信越厚生局管内で甚大な被害が生じたところであり、健康福祉課において、災害復旧事業の対応や指導監査の中断等の影響がありました。

- ・被災施設（令和2（2020）年1月9日現在）
 - 社会福祉施設等 396施設
 - 保健衛生施設等 17施設 計 413施設

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

（1）制度の概要

生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事等が指定するものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内10都県、6指定都市、12中核市に所在する医療機関等（国が開設したものに限る。）に対して指定、指定の取消、指定の更新（平成26年度施行の改正法により6年ごとの更新制が導入）、変更に関する業務等を行っています。

（3）実 績（令和元(2019)年度）

（単位：件）

指定医療機関等	指定医療機関 (平成31(2019)年3月31日現在)	
生活保護指定医療機関 ※1	74	
指定 ※2	1	
指定の取消、指定辞退の申出の受理	0	
変更届等の受理 ※2	15	
指定更新	1	

※1 指定、指定取消、名称等の変更、廃止等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

※2 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

（注）指定医療機関等の指定一覧は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（所管法人等）](#)

- ・生活保護法に基づく指定医療機関

2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

（１）制度の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）であって病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて、危険度の高い病原体等を一種、二種、三種、四種に分類し、それらの区分に応じて所持・輸入等の禁止、許可、届出、施設並びに使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準を設けています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種病原体等所持施設等への立入検査により基準の遵守等の確認を行っています。（一種、二種は厚生労働省本省が所管）

（３）実 績（令和元(2019) 年度）

（単位：件）

区 分	件数
三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理	8
三種病原体等所持施設等への立入検査	10

3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る処理業務について

（１）制度の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

また、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るために、エネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、併せてエネルギーの使用量やその他エネルギーの使用の状況並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、国に報告することとなっています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県に所在する事業者からの排出量報告書、中長期計画書及び定期報告書の受理業務を行っています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

（単位：件）

区 分	件数
排出量報告書の受理（温対法）	26
特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	549
特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	7

4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

（１）制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われていますが、令和元(2019)年12月1日に、この一斉改選が下記のとおり行われました。

対象自治体：28自治体（10都県、6指定都市、12中核市）

対 象 数：地区担当：59,865人 主任児童委員 5,548人

進 行 状 況： 9月 手続きに関する事務連絡（1回目）の発出

11月 手続きに関する事務連絡（2回目）の発出

11月 委嘱通知の発出

12月 本省へ一斉改選での委嘱数等報告

なお、次回の一斉改選は、令和4（2022）年12月1日の予定です。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内の10都県、6指定都市、12中核市の民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状授与などの業務を行っています。

（参考）民生委員数（令和2（2020）年3月31日現在）

◇66,305人 うち主任児童委員 5,632人

（３）実 績（令和元(2019)年度）

（単位：件）

区 分	件数
	随時分
民生委員・児童委員の委嘱	61,136

民生委員・児童委員の解嘱	689
主任児童委員の指名	5,679
厚生労働大臣表彰状の授与	1,898
厚生労働大臣感謝状の授与	14,981
計	84,383

（注）民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名状況は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：

[申請等手続き（民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名）](#)

5. 施設整備に係る補助金等について

（１）制度の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

（２）業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成16(2004)年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

（３）実 績

令和元(2019)年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	（施設整備） 1. 交付件数 20 件 2. 交付額 181,419 千円 （設備整備） 1. 交付件数 381 件 2. 交付額 713,250 千円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担（補助）することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 0 件 2. 交付額 0 千円
地域介護・福祉空間整備等交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。	

地域介護・福祉空間整備推進交付金	令和元年度実施事業なし	1. 交付件数 0 計画 2. 交付額 0 千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	○ 先進的事業整備計画分（対象事業） 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業、既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	1. 交付件数 383 計画 2. 交付額 1,654,500 千円
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 （対象施設） 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設	1. 交付件数 129 計画 2. 交付額 2,969,250 千円
保育所等整備交付金	保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。 （対象施設） 保育所、幼保連携型認定こども園等のうち保育所機能部分、保育所分園、幼保連携型認定こども園等の分園のうち保育所機能部分、小規模保育事業所	1. 交付件数 443 施設 2. 交付額 38,904,617 千円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 （対象施設） 障害者（児）関連施設及び保護施設等	1. 交付件数 287 施設 2. 交付額 8,261,034 千円

社会福祉施設等 災害復旧費国庫 補助金	福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1. 交付件数 13 施設 2. 交付額 22,959 千円
---------------------------	---	---

（注）施設整備に係る補助金等の交付状況は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・地域介護・福祉空間整備等交付金
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・保育所等整備交付金
- ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

6. 義務的経費に係る補助金等について

（１）制度の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

（２）業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15（2003）年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

（３）実 績

令和元（2019）年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

※交付先は都県のみの場合、都県と市区の場合、都県、市区町村の場合があります。

補助金等名	交 付 目 的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・21 市・23 特別区 2. 交付額 924,808,808 円

結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・21 市・23 特別区 2. 交付額 126,907,857 円
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 97,381,643 円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 5,467,165,742 円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 142,081,404 円
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 255 市区 2. 交付額 59,152,641,267 円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市区町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 433 市区町村 2. 交付額 302,747,591 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 255 市区 2. 交付額 12,384,701,950 円

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 728, 559, 630 円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号による施設等への入所又は委託、第 22 条による助産の実施、第 23 条による母子保護の実施に係る同法第 45 条の最低基準の維持を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 201 市区 2. 交付額 42, 289, 549, 561 円

（注）義務的経費に係る補助金等の交付状況は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

7. 財産処分について

（1）制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

（2）業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成 16（2004）年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

（3）実 績（令和元（2019）年度）

令和元（2019）年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

（単位：件）

区 分	処理件数		合 計
	保健衛生関係	社会福祉関係	
財産処分承認申請	16	71	87
報告（包括承認）の受理	8	120	128
計	24	191	215

※上記の財産処分の承認に伴い、国庫納付金が生じたものは 21 件（保健衛生関係 8 件、社会福祉関係 13 件）です。

（注）財産処分の処理及び包括承認の受理の状況は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・財産処分の処理状況（保健衛生関係）
- ・財産処分の処理状況（社会福祉関係）

8. 児童扶養手当支給事務指導監査について

（１）制度の概要

児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に基づく児童扶養手当は、父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。なお、児童扶養手当支給事務は、都道府県・市等で行われています。

（２）業務内容

児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第２４５条の４の規定に基づき実施しています。

また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道府県にあっては３年に１回程度、市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については６年に１回程度の頻度により実施しています。

本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア)事務処理体制の状況、(イ)新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ)資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。

なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、その結果について報告を求めることとしています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

指導監査	３都県２８市区
------	---------

※令和元年台風に係る災害復旧費に関する業務を優先して対応せざるをえない状況により、当初予定していた都県市のうち４市については監査を実施できなかった。

（注）児童扶養手当支給事務指導監査の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等をご覧ください。

9. 保護施設に対する指導監査について

（１）制度の概要

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第２３条第１項の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として実施しています。

指導監査は、都道府県・政令指定都市・中核市が設置する保護施設に対し、実地による監査を行います。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内の対象施設に対して、指導監査を概ね４年に１回の頻度で実施しています。

指導監査の具体的な内容は、入所者の処遇、生活環境、自立等への支援、又施設の運営管理が適正に行われているかを実地に確認するものです。

指導監査において、不正、著しい不当、最低基準違反等が認められる場合は、改善が図られるまで随時に特別監査を実施することとしています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

一般指導監査	対象施設 3 施設のうち 1 施設
特別指導監査	対象施設無し

（注）保護施設に対する指導監査の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等をご覧ください。

10. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について

（１）制度の概要

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は、都道府県、政令指定都市及び中核市に対して、生活保護法第23条第1項に基づき、関係法令及び通知に照らして医療扶助が適正に適用されているかどうかを、①自立支援医療の適用状況に関する監査、②向精神薬における重複処方の状況の確認監査、③指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査をすることにより、生活保護制度の適正な運営の確保に資することを目的として実施しています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び12中核市に対し、①自立支援医療にかかる給付が、生活保護法の医療扶助から支出されている者に対して、適切に是正措置が執られているかどうか、②複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者に対して、適切に審査や是正措置が執られているかどうか、③指定医療機関に対する指導検査等の実施状況について、医療扶助運営要領等に基づき適正に実施されているかどうかを実地に聴取し、確認しています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

事務監査	7 都県、2 政令指定都市、5 中核市 ※
------	-----------------------

※令和元年台風に係る災害復旧費に関する業務を優先して対応せざるをえない状況により、対象である都県市のうち半数について監査を実施できなかった。

（注）生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等をご覧ください。

11. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について

（１）制度の概要

生活保護制度に基づく指定医療機関に対し、医療扶助の適正化を図るため、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する指導等について、特に国の協力が必要と認められるものへの支援を行うこととしています。

（２）業務内容

国と連携して指導等を行う自治体を、①指導検査体制が整備されている、②一定程度以上の指導実績がある、③国民健康保険部局との連携が図られている、などの観点から、関東信越厚生局において選定した対象自治体の指定医療機関への共同指導を実施しました。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

共同指導	2 県、1 政令指定都市、1 中核市の医療機関 ※
------	---------------------------

※令和元年台風及び新型コロナウイルスの影響等により、共同指導を予定していた自治体のうち9 県市について実施できなかった。

1 2. 障害者自立支援等業務実地指導等について

（１）制度の概要

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から平成18(2006)年4月1日に障害者自立支援法（平成25(2013)年4月1日から「障害者総合支援法」に改正）が施行され、同法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度^(※)が創設されました。

この障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、地方厚生局は障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき都道府県（政令指定都市、中核市含む）に対して市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等についての実地指導を実施しています。

※ 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療費及び補装具費の支給等）及び地域生活支援事業（市町村事業、都道府県事業）に大別される。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、所管する10都県を対象として、実地指導を実施しています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

実地指導	1 都3 県・1 政令指定都市・4 中核市・（1 一般市）
------	-------------------------------

1 3. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について

（１）制度の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正により、平成24(2012)年度より指定障害福祉サービス事業者等（以下、「事業者」という。）は、法令遵守等

の業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられました。

業務管理体制に係る検査は、障害者総合支援法第51条の3等に基づき、業務管理体制整備の届出＜※＞のあった事業者に対し、整備・運用状況を確認するために実施し、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と障害福祉サービス事業の運営の適正化を図ることを目的とするものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められており、具体的には、「法令遵守責任者」の選任〈全ての事業者が対象〉のほか、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備〈事業所等数20以上の事業者が対象〉、外部監査などによる「業務執行の状況の監査を定期的実施」〈事業所等数100以上の事業者が対象〉が必要とされます。

＜※＞届出書の届出先は本省（指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等）

◎届出に記載すべき事項

- ・ 全ての事業者：事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ・ 事業所数20以上の事業者：上記に加え、法令遵守規程の概要
- ・ 事業所数100以上の事業者：上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、業務管理体制の届出のあった事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備・運用状況を確認しています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

一般検査	13事業者
------	-------

※新型コロナウイルスの影響等により、一般検査を予定していた事業者のうち2事業者について実施できなかった。

14. 各種養成施設等の指定及び監督について

（１）制度の概要

厚生労働省では法令等により、以下の専門職種に就くための資格要件を定め、当該資格又は受験資格等を得るための養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定基準等を定めています。

- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ 栄養士
- ・ 管理栄養士
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士

なお、これら養成施設等の指定（認定）を受けようとする者、又は指定等内容の変更の承認を受けようとする者は、法令等により地方厚生局又は都県等に対し申請等を行うことになっています。

（注）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の施行に伴い、平成27年度（一部、28年度）から、関東信越厚生局で行っていた以下の業務については、都県等に移譲されました。

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者、社会福祉士（大学、短期大学が設置するものを除く）、介護福祉士（実務者研修を含む）（大学、短期大学が設置するものを除く）、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、厚生労働省組織規則等により、次の表に掲げる管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、管内に所在する養成施設等に対して、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査の実施をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

関東信越厚生局が管轄する平成31(2019)年4月1日現在の養成施設等の学校数、課程数及び入学定員は次表のとおりです。

施設種別	学校数	課程数	入学定員
あ・は・き師等養成施設（※）	14	22	947
栄養士養成施設	51	51	4,360
管理栄養士養成施設	45	45	3,610
社会福祉士学校	1	2	500
介護福祉士学校	37	38	1,308
福祉系高等学校等	18	18	976
介護福祉士実務者学校	8	8	1,080
計	174	184	12,781

※あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設
〔資料：各都県別養成施設等の指定状況等は、第Ⅴ章 資料・データ集 指導養成関係を参照〕

（３）実 績

① 指定等に関する事務

令和元(2019)年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

施設種別	処理件数				
	指定 (認定)	取消 (廃止)	内容変更	変更届	実習施設
あ・は・き師等養成施設（※）	0	0	3	15	12
栄養士養成施設	0	1	9	21	—
管理栄養士養成施設	0	0	5	8	—
社会福祉士学校	0	0	0	4	4
介護福祉士学校	1	1	3	63	42
福祉系高等学校等	0	0	2	27	17
介護福祉士実務者学校	1	0	0	3	—
計	2	2	22	141	75

※あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

（注）上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

- ・指定（認定）：新規指定（認定）
- ・取消（廃止）：申請による指定の取消し承認（但し栄養士、管理栄養士は届出事項）
- ・内容変更：指定内容変更の承認（定員、修業年限、施設・設備の変更等の変更承認事項）
- ・変更届：変更届の受理
- ・実習施設：変更届出のうち、実習施設の追加等に関するもの（変更届の内数）

② 指導監督に関する業務

令和元(2019)年度における指導調査の実施状況は、次表のとおりです。

施設種別	実施施設数	実施課程数
あ・は・き師等養成施設（※）	2	3
管理栄養士養成施設	2	2
栄養士養成施設（管理栄養士と同施設）	4	4
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	3	3
福祉系高等学校等	2	2
介護福祉士実務者学校（介護福祉士と同施設）	—	0
計	13	14

※あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

（注）養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項については、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

15. 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理について

（１）制度概要

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験資格者を対象に実施し、講習会を修了した者について、以後引き続いて行われる３回の実技試験が免除されます。

介護技術講習の実施者にあつては、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の規定により実施をしようとする場合や実施内容のうち届出を要する事項について変更しようとする場合は届出書を、また、各講習会終了後には実施報告書を地方厚生局長に提出しなければならないことになっています。

また、当該講習会の講師の任に当たる主任指導者及び指導者の養成講習を行う者は、講習会終了後、主任指導者養成講習修了者名簿及び指導者養成講習修了者名簿をそれぞれ地方厚生局長に送付することになっています。

（２）業務内容

関東信越厚生局では、当該講習の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿などの受理業務を行っています。

（３）実 績

令和元(2019)年度における業務の実績は、次表のとおりです。

① 介護技術講習（大学、短期大学が行うもの）に係る業務の処理状況

区 分	処理件数	書類の届出期限
講習実施届の受理	0	実施予定年度の前年度の１月末
実施変更届の受理	0	講習の実施場所・期日及び日程並びに受講定員に係るものが含まれる場合は最初の講習会を実施する２か月前、その他はすみやかに。
実施報告書の受理	0	講習会終了後１か月以内
計	0	
受講者数(人)	0	
修了者数(人)	0	

② 主任指導者養成講習及び指導者養成講習の処理状況

区 分	主任指導者	指導者	計
修了者名簿の受理(件)	0	0	0
修了者数(人)	0	0	0

16. 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

（１）制度の概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会を修了した者であること等を要件としています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届等の受理業務を行っています。

（３）実 績

令和元(2019)年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理	2件(1事業者)
社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理	9件(9事業者)
介護教員講習会実施届の受理	4件(4事業者)
介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理	24件(15事業者)
計	39件(29事業者)

17. 実務者研修教員講習会の実施届の受理について

（１）制度の概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護過程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実務者研修教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

受理	20 件(11 事業者)
----	--------------

18. 医療的ケア教員講習会の実施届の受理について

（1）制度の概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす医療的ケア教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（2）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（3）実 績（令和元(2019)年度）

受理	149 件(32 事業者)
----	---------------

19. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について

（1）制度の概要

社会福祉士の国家試験の受験資格を得るには、大学等において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業するなどの要件が法律で定められています。

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等においては、指定科目等に係る開講科目の名称等について、事前に確認申請を行うことを原則としています。

（2）業務内容

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に大学等確認申請書を提出することとなっています。

また、指定科目のうち、実習演習科目については省令に要件等が定められているため、関東信越厚生局では、当該大学等確認申請書の受理及び実習演習科目の確認業務を行っています。

（3）実 績

令和元(2019)年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
演習科目の確認	1件(1課程)
変更の届出	195件(87課程)
確認の取消し	2件(2課程)

・平成31(2019)年4月1日現在、104課程が開設されています。

20. 特定感染症指定医療機関に係る監督について

（１）制度の概要

特定感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症）の患者の医療を担当する医療機関です。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県に所在する厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

管内の指定医療機関

国立国際医療センター（東京都）：4 床
成田赤十字病院（千葉県）：2 床

（３）実 績（令和元(2019)年度）

（単位：件）

区 分	件数
感染症法第 43 条に基づく報告の受理	0
検査	0

21. クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等について

（１）制度の概要

指定試験機関は、クリーニング業法に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師の試験事務の全部又は一部を厚生労働大臣の指定する者に行わせることができる機関です。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県に所在する指定試験機関の指定及び監督に関する業務（クリーニング師試験の受験資格の認定の業務を含む。）を行っています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

（単位：件）

区 分	件数
指定	0
役員の選任等の認可等	0
受験資格の認定	0

2.2. 経営力向上計画について

（１）制度の概要

「経営力向上計画」とは、中小企業者が人材育成や財務内容の分析、ＩＴの活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための実施計画です。

この計画について、大臣承認を受けることにより、税制や金融の支援措置を受けることができるというものです。

（２）業務内容

医療分野、介護分野、食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定事務を行っています。

（３）実 績（令和元(2019)年度）

認定件数	2, 6 4 0 件
------	------------

（医 事 課）

1. 臨床研修に関する業務

1－1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）

（1）制度の概要

臨床研修病院の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され昭和43年に臨床研修医制度として創設されました。昭和43年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でありましたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならぬ。」となっており各臨床研修指定病院で作成されたプログラムで研修が実施されます。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、臨床研修修了に伴う医籍登録業務のほか、効果的な研修が実施されるよう、新規指定若しくはプログラム変更の申請を行った病院の研修プログラムの内容を精査し、関係法令の定める基準に照らして審査を行い、円滑に運用されるよう指導しています。

また、平成19年4月からは、臨床研修費等補助金の交付に関する事業が厚生労働省より事務委任され、各都県より提出される申請書の審査等も行っています。

（3）実 績

（単位：件）

	令和元年度
新規指定申請等の審査の状況	
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	5
臨床研修プログラムの変更	323
医籍登録の状況	
医籍登録件数	3,609
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額	
交付先	1都9県（310件）
交付額	38億2,811万円
臨床研修病院等の実地調査の状況	
既指定臨床研修病院	令和元年度実績
	0

《臨床研修病院指定状況》（令和2年3月31日現在）

① 都県別指定病院数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数
	基 幹 型
茨 城 県	18
栃 木 県	7
群 馬 県	14
埼 玉 県	31
千 葉 県	29
東 京 都	69
神奈川県	49
新 潟 県	19
山 梨 県	4
長 野 県	23
合 計	263

② 大学医学部附属病院数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数
	基幹型相当
茨 城 県	2
栃 木 県	3
群 馬 県	1
埼 玉 県	6
千 葉 県	7
東 京 都	25
神奈川県	10
新 潟 県	1
山 梨 県	1
長 野 県	1
合 計	57

※臨床研修病院等の情報については、下記ホームページを参照下さい。

サイト名：[臨床研修プログラム検索サイト](#)

1-2 歯科医師の臨床研修について

（１）制度の概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっており、大学病院や各臨床研修施設で作成し、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査し、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しています。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
新規指定申請等の審査の状況（全国）	
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	92
臨床研修プログラムの変更	145
歯科医籍登録の状況	
歯科医籍登録件数	1,051
指導歯科医講習会への講師派遣件数	6
臨床研修施設等の実地調査の状況（全国）	
大学病院・指定臨床研修施設	44

《臨床研修施設指定状況》（令和２年３月３１日現在）

① 都県別指定施設数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型	管理型
茨 城 県	2	1	1
栃 木 県	1	1	0
群 馬 県	2	2	0
埼 玉 県	8	4	4
千 葉 県	10	4	6
東 京 都	26	17	9
神奈川県	15	12	3
新 潟 県	1	0	1
山 梨 県	1	1	0
長 野 県	5	5	0
合 計	71	47	24

② 医科大学・歯科大学（附属）病院数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型相当	管理型相当
茨 城 県	1	1	0
栃 木 県	2	2	0
群 馬 県	1	0	1
埼 玉 県	3	0	3
千 葉 県	6	2	4
東 京 都	13	6	7
神奈川県	5	0	5
新 潟 県	2	0	2
山 梨 県	1	1	0
長 野 県	2	1	1
合 計	36	13	23

※ 単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

※臨床研修病院等の情報については、下記ホームページを参照下さい。

サイト名：[歯科医師臨床研修プログラム検索サイト](#)

2. 医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発について

（１）制度の概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しています。

厚生労働省では平成１３年度より毎年１１月２５日を含む１週間を「医療安全週間」と位置付け医療安全対策の推進を図っています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、平成１４年度から「医療安全週間」の前後に、管内医療機関の病院管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

また、医療課の項に記載されている特定機能病院の立入調査においては、病院管理に係る専門知識を必要とするため、医事課においても医療監視員を発令し、医療安全ワークショップ等で得られる科学的知見を習得させ、テクニカルアドバイザーとして全ての立入検査に連携参加しています。

（３）実 績

「医療安全に関するワークショップ」を次のとおり開催しました。

開 催 日：令和元年１２月２日

令和元年１２月１０日～令和元年１２月１２日

場 所：埼玉会館 １階大ホール

さいたま新都心合同庁舎１号館１階多目的室１-１及び１-２

受講者数：総参加者数６９０名（修了証発行者数５１４名）

※プログラムは第Ⅴ章資料・データ集 医事課関係を参照

3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

（１）制度の概要

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を総括しています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、平成１７年度より、管内１都９県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、保健所等）の連絡網及びメーリングリストを作成し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

（３）実 績

（単位：回）

	令和元年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	1

4. 医師の確保について

（１）制度の概要

医師の確保に関する業務を所管しています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、地域や診療科による医師不足問題に関して、地方自治体等の情報を収集しています。

（３）実 績

	令和元年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし

5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について

（１）制度の概要

医師等の行政処分に係る調査の実施に関する業務及び行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しています。

医師法及び歯科医師法の改正に伴い、平成19年4月1日より、1年以上の業務停止の行政処分を受けた医師・歯科医師、免許の取り消し処分に対し再免許を受けようとする者は、再教育として個別研修（倫理研修又は技術研修）を実施することになりました。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、個別研修開始前における個別研修計画書の受理及び個別研修終了後における個別研修修了証の交付を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
個別研修計画書受理	8
個別研修修了証交付	5

6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について

（１）制度の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しています。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成１７年７月に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものです。

（２）業務概要

関東信越厚生局においては、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
指定入院医療機関の指定	0
指定通院医療機関の指定	71
指定入院医療機関の選定及び移送	103
指定通院医療機関の選定	65
精神保健判定医の名簿収載	316
精神保健参与員の名簿収載	317
診療報酬請求の審査・支払	9,660
指定入院医療機関に対する指導監査	13
指定通院医療機関に対する指導監査	13

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、指定医療機関等の関係機関と打合せを行っています。

※心神喪失者等医療観察法についての情報は、下記を参照下さい。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[医事課（心神喪失者等医療観察法関係）](#)

7. 薬事監視業務

7-1 医薬品等の製造業並びに医療機器修理業の許可について

（1）制度の概要

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧・薬事、以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県知事が行うこととされています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

なお、許可対象施設において違反が判明した場合等には、事情聴取や立入検査等を行うこともあります。

① 厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器

- ・ 生物学的製剤
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

② 地方厚生局における製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可
- ・ 医療機器修理業の許可
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可更新
- ・ 医療機器修理業の許可更新
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業区分追加（変更）許可
- ・ 医療機器修理業の修理区分追加（変更）許可
- ・ 生物由来製品・再生医療等製品製造管理者の承認
- ・ 各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可証書換・再交付
- ・ 医療機器修理業の許可証書換・再交付

（3）実 績

（単位：件）

	令和元年度
医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数	121

7-2 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りについて

（１）制度の概要

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業又は輸入業の登録を受けた毒物劇物営業者でなければ、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で、製造又は輸入してはなりません。また、毒物劇物販売業の登録を受けた者でなければ、毒物及び劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならないとされています。このうち毒物劇物製造業又は輸入業の一部の登録に係る厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。（毒物劇物製造業又は輸入業の一部及び毒物劇物販売業の全部の登録が都道府県知事の権限となっています。）

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

なお、違反が判明した場合等には、事情聴取や立入検査等を行うこともあります。

① 地方厚生局長が行う登録業の範囲

都道府県知事が行う製造業及び輸入業（製剤の製造若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者）以外の製造業及び輸入業です。

② 地方厚生局が事務処理する申請及び届出

- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録更新
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録変更（品目追加）
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録票書換え交付
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録票再交付
- ・ 毒物劇物取扱責任者設置届（変更届）
- ・ 各種変更届、廃止届

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
毒物劇物営業者の登録等業務件数	1,240

7-3 薬監証明発給業務について

（１）制度の概要

輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物について、通関前に確認を行うことにより、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」に基づき、通関前に輸入者に指定の書類を提出させて審査を行っています。なお、本年度は、平成27年11月30日薬生発1130第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知により新要領が制定されました。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、上記提出書類を審査し、問題がなければ「厚生労働省確認済輸入報告書」（以下「薬監証明書」という。）を発給します。

輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

（参考）

- ・近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの
- ・九州厚生局沖縄麻薬取締支所：沖縄地区税関で通関されるもの

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
薬監証明書発給件数	84,607
薬監証明等に係る電話照会件数	約 1,000 /月

8. 再生医療等の安全性の確保について

（１）制度の概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成26年11月に施行されました。再生医療等を提供する機関は厚生労働大臣の認定を受けた再生医療等委員会の意見を聴いた上で、提供計画を厚生労働省へ提出することや、細胞培養加工施設を設置する者は細胞加工物の製造の届出又は許可を受けることなどが必要となりました。

（２）業務概要

再生医療等を提供する医療機関から提出された提供計画の受付や、特定細胞加工物事業者の許可証の発行を行っています。

- ① 再生医療等計画の届出受理（中止含む）
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可（廃止含む）
- ③ 再生医療等委員会の認定（廃止含む）
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
再生医療等提供計画の受理	402
特定細胞加工物製造届出受理又は許可	227
再生医療等委員会の認定	2
提供状況定期報告書の受理	1,445
製造状況定期報告書の受理	934

9. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について

（１）制度の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。そこで、実践経験のある看護師が厚生労働大臣が指定した指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」を行うことができるようになりました。

（２）業務概要

専門的知識経験に基づく特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などの業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する事前審査及び指導
- ② 指定の取消しに係る事前審査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の事前審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ⑦ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

（３）実 績

（単位：件）

	令和元年度
指定研修機関の指定等に係る審査の状況	
指定申請に係る審査	45
特定行為区分の変更申請に係る審査	21
指定研修機関の変更届出に係る審査	49
年次報告に係る審査	27
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況	
報告書の受理	32
指定研修機関等の実地調査の状況	
指定研修機関申請者	27
指定研修機関	1

《指定研修機関指定状況》（令和2年3月31日現在）

○ 都県別指定研修機関数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数
茨 城 県	2
栃 木 県	2
群 馬 県	4
埼 玉 県	2
千 葉 県	3
東 京 都	24
神奈川県	13
新 潟 県	4
山 梨 県	0
長 野 県	5
合 計	59

10. 臨床研究に対する信頼の確保について

（１）制度の概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成29年4月14日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。

（２）業務概要

特定臨床研究を実施する者から提出された実施計画の受付や、臨床研究審査委員会の認定などを行います。

- ① 特定臨床研究の実施計画の届出受理（中止含む）
- ② 臨床研究審査委員会の認定（廃止含む）
- ③ 定期報告の受理と必要な調査等

（３）実績

（単位：件）

	令和元年度
特定臨床研究の実施計画の受理	153
臨床研究審査委員会の認定	7

（食品衛生課）

1. HACCPの普及促進に係る業務について

（1）制度の概要

EU や米国等においては、食品等事業者に、食品の製造等に関して危害を未然に防止する衛生管理手法として国際的にも有効とされるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ)に基づく衛生管理の義務化をすすめており、HACCPは食品衛生の国際的なスタンダードとなっています。

我が国においては、平成7年5月に食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、HACCPに基づく総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。関東信越厚生局では、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新、変更）内容の審査・現地調査、承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進と、その基礎となる一般的衛生管理、特に事業者による内部検証の充実に努めてきました。

また、平成30年6月13日には「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が制度化されました。関東信越厚生局では、業種や事業者の規模の大小を問わず広くHACCPを普及推進していくため、地方自治体及び事業者等関係者と協力して連絡協議会の開催や指導者の養成研修会の実施等を行っています。

なお、総合衛生管理製造過程は、HACCPに沿った衛生管理の制度化を受け、令和2年5月末で廃止となり、各施設の有効期限の満了日をもって終了となります。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、HACCPの普及推進のため、関係者間の情報共有及び意見交換の場を設けることや地方自治体職員の指導方法の平準化のための研修を行っています。また、総合衛生管理製造過程施設の承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行うなどHACCPによる衛生管理の推進に努めています。

- ・地域連携HACCP導入実証事業における助言等
- ・HACCP普及推進地方連絡協議会の開催
- ・HACCP指導者養成研修会の実施
- ・総合衛生管理製造過程の承認等

（3）実 績

- ・HACCP普及推進地方連絡協議会
（第1回）
実 施 日：令和元年8月29日
実施場所：全国市町会館大ホール
- （第2回）
実 施 日：令和2年2月12日
実施場所：銀座ブロッサムホール

・HACCP指導者養成研修会

（上期第1回）

実施日：令和元年7月31日～8月2日

（上期第2回）

実施日：令和元年9月18日～9月20日

（下期第1回）

実施日：令和元年11月13日～11月15日

（下期第2回）

実施日：令和2年1月22日～1月24日

実施場所：上記、いずれも関東信越厚生局会議室 他

・総合衛生製造管理過程施設への立入検査

（単位：件）

令和元年度	実績
新規承認に関する立入検査	2
変更承認に関する立入検査	1
更新承認に関する立入検査	18
その他の立入検査	3
計	24

※ 総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（所管法人等）](#)

2. 食中毒に係る調整事務について

（1）制度の概要

近年、食品の流通は複数の都道府県をまたがることが一般化しており、それに伴い、食中毒事案も広域化しています。

平成30年の食品衛生法の改正により、食中毒事案の発生及び拡大防止等のために、国及び都道府県等が行う監視指導が総合的かつ迅速に行われるよう、相互に連携・協力することが義務化されました。また、広域的な食中毒事案の調査方針の共有や情報交換等の対応を行う場として、広域連携協議会を設けることができるとされ、厚生労働省を幹事とし、都道府県、保健所設置市、特別区と地方厚生局で構成されています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生時には、厚生労働本省からの依頼等により、管内自治体との情報共有・連携強化のため広域連携協議会を開催及び自治体等と共同で立入調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、地方自治体及び厚生労働本省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働本省の依頼による広域連携協議会の開催
- ・厚生労働本省の指示による調査

（３）実 績

（単位：件）

令和元年度	実 績
食中毒速報等収集	128

- ・ 関東信越広域連携協議会

（第１回）

実 施 日：平成３１年４月１６日

実施場所：関東信越厚生局会議室

（第２回）

実 施 日：令和元年１２月２５日

実施場所：厚生労働省会議室

３．食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について**（１）制度の概要**

食品衛生法第２９条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び第３１条に規定される登録検査機関では、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴って試験検査の信頼性を確保する見地から、より適切な業務管理を実施する必要性が生じ、平成７年の食品衛生法改正時にこれらの食品衛生検査施設及び登録検査機関にＧＬＰ（Good Laboratory Practice）による業務管理が導入されました。さらに、平成１５年の食品衛生法の改正によって公正性・中立性を備える民間法人にも検査が実施できるよう指定制度から登録制度に移行し、定期的な見直しを行うための更新制度の導入や検査の技術的基準を設け、制度の透明性を確保しています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、検査機関の登録業務の他に登録検査機関に対して業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとしたＧＬＰへの適合性に関する監査指導等を実施しています。

① 登録検査機関

(ア) 登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理
- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

(イ) 製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る監査指導
- ・業務規程の遵守に係る監査指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する監査指導
- ・立入調査等の実施

② 検疫所が行う試験及び検査の業務に関する点検及びその結果に基づく助言

(3) 実 績

(単位：件)

令和元年度	実 績
新規登録に関する立入検査	0
変更事項に関する立入検査	0
登録の更新に関する立入検査	3
定期立入検査	36
臨時立入検査	0
計	39

※ 登録検査機関の一覧（関東信越厚生局管内）は、以下に掲載していますのでご覧ください。
 関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（所管法人等）](#)

4. 食肉輸出施設に対する指導、確認及び査察について

(1) 制度の概要

国産牛肉や豚肉を外国へ輸出する際は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合する認定施設で処理されたものであることが必要です。認定施設において適正な管理が行われていることを、定期的な厚生労働省の査察により確認することも認定の要件となって

います。

厚生労働省の査察業務については、厚生局に移管されており、関東信越厚生局管内の2施設に対し、定期的な査察を行うこととなっています。そのうち1施設については、令和2年3月に認定されたため、査察については令和2年度の実施を予定しています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行される「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られることから、関東信越厚生局管内の輸出食肉取扱施設は今後も増加が見込まれています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、対米国等輸出食肉取扱施設として認定されている施設に対して、定期的な査察を行うとともに輸出施設等の監視・改善指導等を実施しています。

① 食肉輸出施設の認定準備作業

- ・ 事前相談（申請者及び自治体等）
- ・ 認定に関する関係者会議への参加等

② 認定施設に対する査察及び指導

- ・ 認定施設、食肉衛生検査所及び残留物質等モニタリング指定検査機関への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を自治体に通知するとともに本省へ報告
- ・ 輸入国による査察の際の対象施設への同行

（３）実 績

（単位：回）

令和元年度	実 績
現地査察	11
食肉衛生検査所の現地査察	1
指定検査機関の現地査察	1

※ 食肉輸出認定施設一覧は、以下に掲載していますのでご覧ください。

全国：農林水産省ホームページ内リンク先：[施設リスト](#)

5. 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する指導、確認及び査察について

（１）制度の概要

EUや米国に水産食品を輸出する場合は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理等の衛生要件に適合する施設で製造加工されたも

のである必要があります。そのため、都道府県等公的機関が施設を認定する場合の認定事務及び認定後の事務について、「対EU輸出水産食品の取扱要領」及び「対米輸出水産食品の取扱要領」が定められています。これらの要領では、認定施設において適正な管理が行われていることを地方厚生局及び自治体が定期的な現地調査により確認することも認定の要件となっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行される「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られることになります。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、水産食品取扱施設の認定に係る現地調査や認定後の現地査察等を自治体とともに実施しています。

① 認定に係る指導・確認

- ・自治体からの事前確認
- ・認定可否の決定（自治体の審査及び調査の結果に基づいた協議に対する可否決定及びその結果の通知）
- ・認定施設及び登録施設の新規認定に係る現地査察

② 認定施設に対する査察・調査

- ・認定施設への定期的な現地査察
- ・査察結果の通知（対象施設の改善指導等を自治体へ通知）

（３）実 績

（単位：回）

令和元年度	実 績
対米国輸出水産施設	6
対EU輸出水産施設	10

※ 対EU、対米国輸出水産食品認定施設一覧は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（業務）](#)

6. 水産食品の輸出国（米国、EUを除く）向け取扱施設の登録・衛生証明書の発行について

（１）制度の概要

各国に輸出される水産食品については、その輸出先国の求めに応じ取扱施設の事前登録や輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められています。そのため、取扱施設の登録や衛生証明書の発行等については、厚生労働省（地方厚生局）又は都道府県等衛生主管部局において実施することとされています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行される「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られることになります。

（２）業務内容

① 韓国

関東信越厚生局においては、事業者等から、「韓国向け輸出水産食品取扱要領」に基づき申請があった場合、取扱施設の登録、登録事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて登録した取扱施設の監視等を実施します。

- ・取扱施設の登録
- ・登録事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・登録した取扱施設の監視（必要に応じて実施）

② 中国

関東信越厚生局においては、事業者等から、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

③ 台湾

関東信越厚生局においては、事業者等から、「台湾向け輸出貝類の取扱要領」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

④ インド

関東信越厚生局においては、事業者等から、「インド向け輸出水産食品の取扱要領」に基づき申請があった場合、取扱施設の登録、登録事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。

- ・取扱施設の登録
- ・登録事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行

⑤ メキシコ

関東信越厚生局においては、事業者等から、「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要領」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

⑥ ベトナム

関東信越厚生局においては、事業者等から、「関東信越厚生局におけるベトナム向け輸出水産食品取扱要領」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

なお、ベトナムに輸出される水産食品については、証明書発行業務の迅速化の

観点から、令和元年５月に羽田空港証明書発行窓口が設置されています。

- ・衛生証明書の発行

（３）実 績

・取扱施設の登録

（単位：件）

令和元年度	実 績
韓国向け取扱施設登録	1
インド向け取扱施設登録	3

・衛生証明書の発行

（単位：件）

令和元年度	実 績
韓国向け衛生証明書発行	119
中国向け衛生証明書発行	44
台湾向け衛生証明書発行	1
インド向け衛生証明書発行	2
メキシコ向け衛生証明書発行	0
ベトナム向け衛生証明書発行	18

7. 自由販売証明書の発行

（１）制度の概要

事業者等が、日本国内で製造し流通している食品を諸外国に輸出する際に、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出された食品が日本国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる自由販売証明書(Certificate of free sale)の提出を求められる場合があります。事業者等による食品の輸出が円滑に行われるよう、平成２５年６月２０日から、地方厚生局において、「自由販売証明書発行要領」に基づき、当該証明書を発行しています。

なお、この自由販売証明書の発行業務は、令和２年４月１日より地方農政局に移管します。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、事業者等から、「自由販売証明書発行要領」に基づき、所定の申請書類が提出された場合、その内容を審査して当該証明書を発行しています。

（３）実 績

（単位：件）

令和元年度	実 績
自由販売証明書発行	744

8. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携について

（１）制度の概要

健康増進法第31条において、食品として販売するものは、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされています。

また、虚偽・誇大広告等の表示に関し、必要があると認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、健康増進法の改正により、令和2年4月1日から当該規定は法第65条に変更となります。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について、消費者庁や自治体と連携を図りながら事業者の指導等を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

令和元年度	実 績
自治体からの相談及び指導	5
事業者からの相談及び指導	0

9. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

（１）制度の概要

平成１５年に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成１５年から内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取り組みを進めています。

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、自治体と協力しながらリスクコミュニケーションの実施について取り組みを行っています。

（３）実 績

- ・令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため開催を中止

※ 食品の安全性に係る意見交換会の実施結果は、以下に掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（リスクコミュニケーションに関すること）](#)

（地域包括ケア推進課）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都県を通じた市区町村支援業務を行っています。

1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働省、都県と連携しつつ、市区町村における地域包括ケアシステムの取組を推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、効果的な業務の実施を図っています。

（2）実 績

（単位：回）

区 分	令和元年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の開催	4

2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムの構築支援を的確に実施するため、都県と共同で「関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会」を設置し、現状分析、課題の整理、対策の企画・検討を行っています。また、制度的に対応が必要なものについては厚生労働省へ報告しています。

（2）実 績

（単位：回）

区 分	令和元年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会の開催	1
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会分科会の開催	2

3. 地域包括ケア推進支援について

（１）業務の概要

推進本部や都県協議会等での検討も踏まえ、関東信越厚生局の立ち位置を活かし、地域包括ケアシステムに都県の「役に立つ」ことを念頭に、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和元年度
地域包括ケア応援セミナーの開催	1
地域包括ケア事例研究会の開催	2

4. 地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について

（１）業務の概要

都県及び市区町村の地域包括ケアシステムに関して、視察も兼ねて現地を訪問し、意見交換をすることにより推進状況の把握及び助言・支援を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和元年度
都県訪問及び意見交換	20
市区町村訪問及び意見交換	43

5. 講演と後援について

（１）業務の概要

講演依頼については、市区町村や事業者団体等まで幅広く対応し、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアシステムの構築に資するものについては、規模にかかわらず柔軟に対応しています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和元年度
講演依頼等対応	8
後援名義の使用許可	5

6. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について

（１）業務の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備（特定民間施設）に関する計画について厚生労働大臣による認定を行っています（整備計画の認定）。

（２）実 績

関東信越厚生局においては、管内１都９県の整備計画の認定（変更）に関する事務を行っています。なお、令和２年３月３１日現在の認定施設は１施設です。

7. 地域支援事業交付金の執行について

（１）業務の概要

地域支援事業交付金に係る執行事務については、本省からの移管を受け、平成３０年度から行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び確定等を行っています。

（２）実 績

（単位：円）

令和元年度交付決定額	55,162,817,800
------------	----------------

8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）について

（１）業務の概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分等を活用した新たな財政支援制度として、都県に設置された基金です。この基金を財源として、各都県は、それぞれ計画を作成の上、当該計画に基づき事業を実施しています。

（２）実 績

関東信越厚生局においては、管内１都９県の計画（変更）のヒアリングや事業量の把握等に関する事務を行いました。

9. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援について

（１）業務の概要

介護保険事業（支援）計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、助言及び支援を行っています。

（２）実 績

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県の第 7 期介護保険事業（支援）計画に関して、平成 3 0 年度の実施状況及び法定報告等に関するヒアリングを実施しました。

（保 険 課）

1. 健康保険組合について

（１）制度の概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があります。

健康保険組合では、法定給付のほか、法令等の範囲で付加給付等の独自の事業とともに、実情に応じた保険料率の設定を行うことができます。

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務、諸調査及び諸統計の取りまとめ並びに指導監督等の業務を実施しています。

（３）実 績（令和元年度）

① 各申請書等の処理件数

健康保険組合から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明 印鑑証明
令和元年度	2, 5 0 4	7, 5 6 7	1 0, 3 1 2	2, 6 7 9

② 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日付保発第76号厚生労働省保険局長通知及び平成31年3月6日付保保発0306第1号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、総合監査（事業全般にわたる監査）又は経理監査（財務・経理事務に特化した監査）を、次の健康保険組合に対して実施しました。

- ・財政が窮迫している組合
- ・保険料の未収や診療報酬の未払いのある組合
- ・被保険者一人当たりの医療費が全組合の平均を大幅に超えている組合
- ・前回実地監査から相当期間が経過している組合

	実地指導監査 実 績	内 訳	
		総合監査	経理監査
令和元年度	1 3 6 件	8 9 件	4 7 件

《主な指示事項》

- ・各種台帳は、財産管理規程に基づき、毎年度1回以上財産と照合し、その結果を明らかにするため確認年月日の記載並びに確認者印の押捺を受けること。
 - ・収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。
 - ・システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は、情報システム及びデータを取扱う担当者として、当該取扱が必要となる業務ごとに「事務担当者」を任命すること。
 - ・機密文書管理規程に基づき、機密文書の保管庫の施錠・開錠は、機密文書管理責任者又は機密文書管理責任者が文書で指定した担当者が行うこと。
 - ・予算の変更は、予算の不足を来す前に行い、その執行は、健康保険法施行令第16条に基づき予算変更届出書を地方厚生局に届け出た後に行うこと。
- ※ その他、監査実施状況、主な指示事項につきましては関東信越厚生局のホームページを参照ください。

[監査実施状況：令和元年度の健康保険組合への実地指導監査等の結果について](#)

[主な指示事項：令和元年度の健康保険組合への実地指導監査実施結果（主な指摘事項）](#)

③ 事務指導等

解散事務指導については、4健康保険組合に、また、合併事務指導については消滅する1組合に対してそれぞれ実施しました。

事務講習会については、組合の監事業務、個人情報保護、監査からみた留意事項等のテーマで計9回、予算編成のテーマで東京、埼玉及び神奈川の会場において計6回開催され、それぞれ講師として説明を行いました。

また、延べ4日間にわたり実施された予算編成事務相談会に職員を派遣する等、健康保険組合における事務処理が円滑に執行されるよう指導を行いました。

④ その他

令和元年度における健康保険組合の新設等については、次のとおりです。

＜新設＞

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・平成31年 4月 1日 | セラクグループ 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | E Aファーマ 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | フィリップス・ジャパン 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | トラスコ中山 健康保険組合 |

＜解散＞

- | | |
|--------------|---------------|
| ・平成31年 4月 1日 | ラサ工業 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | 日生協 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | 人材派遣 健康保険組合 |
| ・平成31年 4月 1日 | 日本農産工業 健康保険組合 |

2. 全国健康保険協会支部について

（１）制度の概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成２０年１０月１日に全国健康保険協会が設立され、全国４７都道府県に支部が設置されました。

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内、１都９県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務及び同支部に対する立入検査等の業務を実施しています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

	認可申請書等の認可
令和元年度	６件

② 立入検査等

平成２２年１月７日付保保発０１０７第１号厚生労働省保険局保険課長通知（平成２７年６月１日付保保発０６０１第０１号及び平成２８年５月１１日付保保発０５１１第０２号により一部改正）において示された実施方針に基づき、３支部（山梨、新潟、茨城）について実施しました。

3. 医療保険制度の概要について

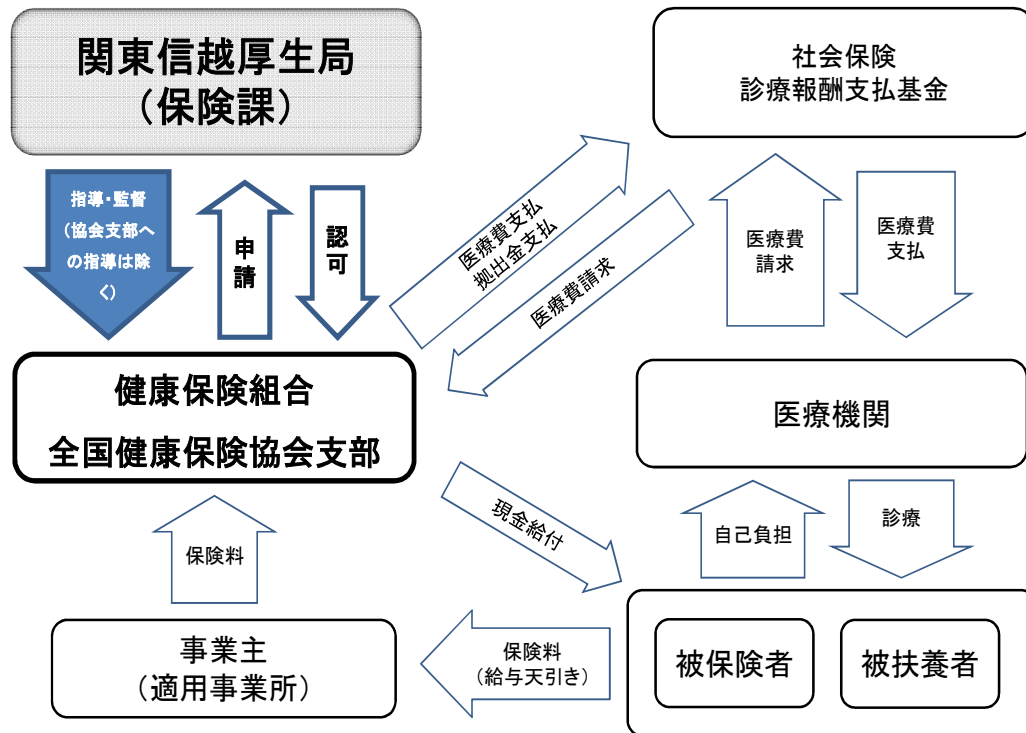
- 医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者が保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

⇒ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険（被用者保険）と地域保険及び後期高齢者医療制度に大別されます。職域保険には、企業等に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあります。このほか地域保険である農業者等を対象とした「国民健康保険」や７５歳以上の方等を対象とした「後期高齢者医療制度」により、すべての国民がいずれかの制度に加入する国民皆保険の体制となっています。

	制 度	加 入 者	保 険 者
職域保険	健康保険	企業等に使用される者とその家族	健康保険組合 全国健康保険協会
	船員保険	船員とその家族	全国健康保険協会
	共済組合	国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等とその家族	共済組合
地域保険	国民健康保険	農業者、自営業者等（地域保険の加入者を除く）	市町村（特別区を含む） 国民健康保険組合
後期高齢者医療制度		７５歳以上および６５歳～７４歳で一定の障害の状態がある者で、広域連合の認定を受けた者	後期高齢者医療広域連合

厚生局と健康保険組合等の関係と
健康保険制度の概要



（企業年金課）

1. 確定拠出年金について

（1）制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は企業の事業主が拠出した掛金を個人の自己責任において運営管理機関に資産の運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を年金として受け取ることができるようにした制度です。したがって、給付額は、掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されることとなります。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化等があり、これらに十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。

なお、確定拠出年金の実施形態には、事業主が掛金を拠出する「企業型」と個人で加入して掛金を拠出する「個人型（iDeCo）」とがあります。

（注）確定拠出年金については、以下のページにも掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定拠出年金制度](#)

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内の1都9県に所在する企業型の確定拠出年金を実施している事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書、規約変更届出書等の受理及び承認を行っています。

（3）実 績

事業主から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書の承認	規約変更承認書等の承認	規約変更届出書等の受理
令和元年度	177	1,349	4,017

2. 確定給付企業年金について

（1）制度の概要

確定給付企業年金制度は、平成14年4月に発足した最も新しい制度で、加入した期間や給付水準に応じて予め将来の給付額が決められる仕組みとなっています。

確定給付企業年金の実施形態には、労使で合意した年金規約に基づき、企業の事業主が契約を結んだ信託会社・生命保険会社等が、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の企業年金基金（確

定給付企業年金法に基づき厚生労働大臣が認可した法人）を設立したうえで、この基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」とがあります。

（注）確定給付企業年金については、以下のページにも掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定給付企業年金制度](#)

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内の１都９県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金（以下、併せて「事業主等」といいます。）からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書、規約変更届出書等の受理、承認・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び法人証明・印鑑証明の発行のほか、事業主等に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

事業主等から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和元年度	5 2 5	9 , 1 6 9	9 3 6

② 指導監督

確定給付企業年金制度の適正かつ効率的な事業運営を確保する観点から、指導・監督にあたっては、事業主等において法令及び規約等に基づき適正に運営されているか個別具体的に確認することとしています。

なお、事業主等に対する監査は、はじめに提出された監査資料に基づき書面監査を行い、その結果において、実地での確認が必要と認められる事業主等を選定し実地監査を行っています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和元年度	
	書 面	実 地
実 績	1 , 6 8 3	4 3

（注）令和元年度の確定給付企業年金監査における主な指摘事項については、以下のページに詳細を掲載していますのでご覧ください。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[【確定給付】令和元年度確定給付企業年金監査結果における主な指摘事項について](#)

3. 厚生年金基金について

（１）制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行

給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行う企業年金制度で、従業員に、より手厚い老後保障を行うことを目的として昭和41年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成14年4月の法律改正により、厚生年金基金は代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになりました。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人として、制度の運営・管理を行っています。

なお、平成25年の法律改正により、平成26年4月以降は、厚生年金基金の新設は認められないこととなっているほか、確定拠出年金や確定給付企業年金への移行を促進する措置が図られています。

（注）厚生年金基金については、以下のページにも掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[厚生年金基金制度](#)

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する厚生年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、厚生年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和元年度	5	164	412

② 指導・監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、指導・監督にあたっては、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実施しています。

なお、基金の選定にあたっては、年金給付費等積立金の水準、加入員数の減少及び掛金の未収率などに着目して行っています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時及び決算報告書等承認申請時に実地監査を実施しています。

実地監査件数

（単位：件）

	令和元年度
実 績	25

4. 国民年金基金について

（１）制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金に加入する自営業者等の方々と国民年金に上乗せして厚生年金のある会社員等との年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給する制度として平成３年４月に発足しました。

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人で、全国国民年金基金並びに同業種ごとに設立された歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金があります。

（注）国民年金基金については、以下のページにも掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[国民年金基金制度](#)

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する国民年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、国民年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和元年度	13	13	25

② 指導監督

国民年金基金の指導・監督にあたっては、基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

実地監査件数

（単位：件）

	令和元年度
実 績	1

（管 理 課）

1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

（1）制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたもののについて、また、同号タにおいて、公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたもののについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

（2）業務内容

① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院事業を行う法人が医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等で無料低額な診療を行う病院事業を行う法人が医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号（第7号は一般社団法人又は一般財団法人に限る。）の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

（3）実 績

① オープン病院事業法人の証明実績 （単位：件）

区 分	令和元年度
証 明 件 数	53

② 福祉病院事業法人の証明実績 （単位：件）

区 分	令和元年度
証 明 件 数	7

2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

（１）制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

（２）業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和元年度
証 明 件 数	94

3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

（１）制度の概要

国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者は、保険者である共済組合や健康保険組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※（以下「支払基金」という。）に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

※ 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和２３年９月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成１５年１０月１日から民間法人）です。

（２）業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている支払基金支部の監督については、「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成２０年１０月３０日付保保発第１０３０００１号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「社会保険診療報酬支払基金支部の実地監査について」（平成２１年１２月２８日付保保発第１２２８第１号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（１都９県）の支払基金支部の監査を実施しています。

なお、「行政改革に関する第５次答申」（昭和５８年３月１４日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも３年に１回実施しています。

また、支払基金支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和元年度
監査実施支部数	4

４．国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

（１）制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む）と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

（２）業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成２４年２月１７日付保発０２１７第１号厚生労働省保険局長通知）及び「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成２４年２月１７日付保国発０２１７第１号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

関東信越厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、これらの通知に基づき実施するほか、保険料（税）収納率の向上、累積赤字額の計画的早期解消、診療報酬明細書点検調査等の充実強化、保健事業

の推進を重点事項として、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図りつつ、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和元年度
助 言	15
指 導 監 督	5

① 実地による助言等

- ・ 令和 元 年 6 月 山梨県・韮崎市・山梨県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150016432）
- ・ 令和 元 年 7 月 東京都・新宿区・東京都国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150001251）
- ・ 令和 元 年 9 月 群馬県・大泉町・群馬県国民健康保険団体連合会（法人番号：6700150019986）
- ・ 令和 元 年 10 月 長野県・松本市・長野県国民健康保険団体連合会（法人番号：3700150020939）
- ・ 令和 元 年 11 月 千葉県・八街市・千葉県国民健康保険団体連合会（法人番号：2700150015064）

② 来局による助言

- ・ 令和元年 10 月～12 月 茨城県・栃木県・埼玉県・神奈川県・新潟県

③ 主な助言内容

助言等の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	・ 赤字保険者に対する助言に関する事 ・ 滞納者対策の助言に関する事 ・ 保健事業の取組促進の助言に関する事
保 険 者 (市区町村)	・ 保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの ・ 保健事業の充実を要するもの
国民健康保険 団体連合会	・ 審査支払業務に関する事 ・ 財務管理に関する事 ・ 保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・ 個人情報等の管理に関する事

5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

（１）制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連

帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

（２）業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

関東信越厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和元年度
助 言	20
指 導 監 督	5

① 実地による助言等

- ・ 令和 元 年 6 月 山梨県・山梨県後期高齢者医療広域連合（法人番号 6000020199419）・山梨県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150016432）
- ・ 令和 元 年 7 月 東京都・東京都後期高齢者医療広域連合（法人番号 4000020138584）・東京都国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150001251）
- ・ 令和 元 年 9 月 群馬県・群馬県後期高齢者医療広域連合（法人番号 8000020109185）・群馬県国民健康保険団体連合会（法人番号：6700150019986）
- ・ 令和 元 年 1 0 月 長野県・長野県後期高齢者医療広域連合（法人番号 2000020209791）・長野県国民健康保険団体連合会（法人番号：3700150020939）
- ・ 令和 元 年 1 1 月 千葉県・千葉県後期高齢者医療広域連合（法人番号 1000020128902）・千葉県国民健康保険団体連合会（法人番号：2700150015064）

② 来局による助言

- ・ 令和 元 年 1 0 月 茨城県・茨城県後期高齢者医療広域連合（法人番号
～ 9000020089443）
- ・ 令和 元 年 1 2 月 栃木県・栃木県後期高齢者医療広域連合（法人番号 4000020098639）

埼玉県・埼玉県後期高齢者医療広域連合（法人番号3000020119008）

神奈川県・神奈川県後期高齢者医療広域連合（法人番号8000020148415）

新潟県・新潟県後期高齢者医療広域連合（法人番号2000020159590）

③ 主な助言内容

助言の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事
後期高齢者医療 広 域 連 合	・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事
国民健康保険 団体連合会	・審査支払業務に関する事 ・財務管理に関する事 ・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・個人情報等の管理に関する事

（医 療 課）

1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について

（１）制度の概要

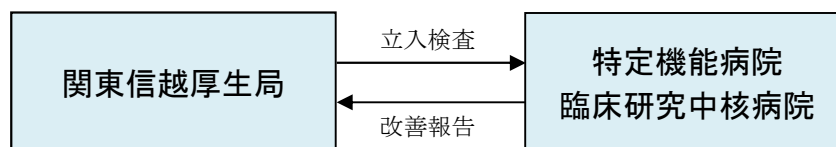
特定機能病院は、高度の医療を提供する能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力があり、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能をあわせもった厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内（１都９県）には、令和２年３月３１日現在、２６の大学（附属）病院、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院及び公益財団法人がん研究会有明病院の合計３０病院が厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

臨床研究中核病院は、特定臨床研究に関する計画の立案及び実施、他の病院に対する特定臨床研究の実施に関する相談対応及び情報提供等を行う能力を有する厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内には、令和２年３月３１日現在、５病院が厚生労働大臣から臨床研究中核病院と称することができるものとして承認を得ています。

（２）業務内容

承認を受けた特定機能病院及び臨床研究中核病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供又は特定臨床研究を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第２５条第３項の規定に基づき、原則として１年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



立入検査の実施方法は、厚生労働省医政局地域医療計画課から通知された「特定機能病院への立入検査業務実施要領」及び研究開発振興課から通知された「臨床研究中核病院への立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

（注）特定機能病院に対する立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況 ・院内感染防止対策 ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制 ・平成２８年改正省令事項 ・平成３０年改正省令事項
- ・職員健康診断 ・特定機能病院としての要件事項等

臨床研究中核病院に対する立入検査項目

- ・特定臨床研究の適正実施の体制等 ・その他の特定臨床研究の適正実施の体制
- ・臨床研究中核病院としての要件事項等

（３）実 績**① 実施件数**

（単位：件）

区分	令和元年度
特定機能病院	30
臨床研究中核病院	5

② 主な指摘事項**ア 特定機能病院**

医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおき、関東信越厚生局管内の30病院の立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・新規導入医療機器の使用予定者に対して確実に研修を実施すること
- ・高難度新規医療技術の担当部門の構成員として手術部門の従業者を配置すること
- ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等の委員会の構成員を適切に配置すること
- ・院内で使用している全ての説明・同意文書を把握し、文書の内容の定型化を速やかに行うこと

イ 臨床研究中核病院

特定臨床研究の適正実施体制等の確保等の徹底を図るため、特定臨床研究適正実施体制全般に関する実施計画や実施状況等について、関東信越厚生局管内の5病院の立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会の委員の恒常的な欠席を防止する取り組みを検討すること
- ・病院管理者の業務執行の状況を監査するための委員会からの指摘事項に対する病院の対応と改善結果について公表すること

2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査について**（１）制度の概要**

保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導及び監査は、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「健康保険法等」という。）の規定に基づき実施します。

指定訪問看護事業者に対する指導及び監査は、指定訪問看護の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法等の規定に基づき実施します。

また、受領委任に係る承諾又は登録を受けた柔道整復施術者及び施術所に対し、指導又は監査を実施します。

（２）業務内容

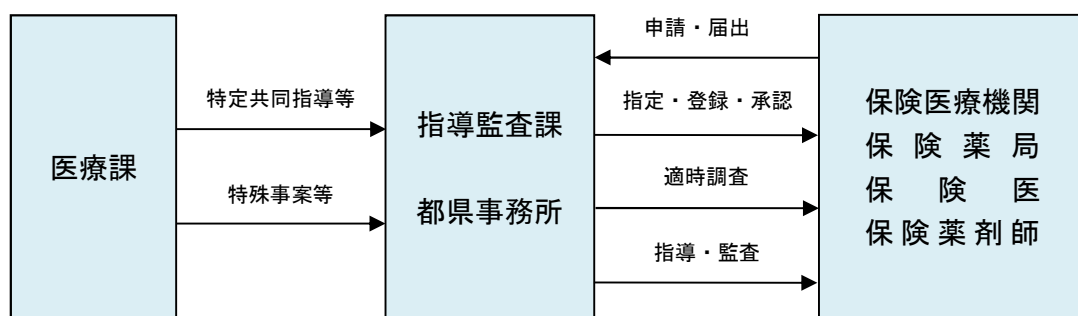
保険医療機関等又は保険医等に係る指導監督業務は、指導監査課と９か所の都県に所在する事務所（管轄事務所等）が担当しています。（具体的な指導監督業務については、「指導監査課・各都県事務所」をご覧ください。）

しかし、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び都県と共同で実施する特定共同指導等や、大学付属病院などの大規模な病院などに対する指導等が該当します。

このような案件には、医療指導監視監査官等を現地に派遣し、管轄事務所等と共同して業務を実施しています。

また、窓口を担当する管轄事務所等が業務を円滑に実施できるように、業務指導及び連絡調整等を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、病院２，３３４施設、医科診療所３２，２８１施設、歯科診療所２８，２４１施設、薬局２１，４６９施設が指定を受けています。

また、保険医は２２８，０１６人、（医師１６４，３６６人、歯科医師６３，６５０人）、保険薬剤師は１３５，７２９人が登録を受けています。

さらに、訪問看護事業所は４，０１５件が指定を受けており、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取り扱い施術所は９，９８３件、柔道整復師は１６，８１０人が受領委任契約を締結しています。（令和２年３月末現在）

（３）実 績

① 実施件数

（単位：件）

区 分	令和元年度
特定共同指導・共同指導の実施保険医療機関等数	２０

② 主な指導内容

- ・診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
 - ・診療録の記載内容と診療報酬の請求内容との間で診療内容が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
 - ・薬剤服用歴の記録について、服薬状況、残薬の状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載がない不適切な例が認められたので改めること。
- など

（調 査 課）

1. 保険医療指導部門の情報公開請求について

（１）制度の概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することを行います。

（２）業務内容

管理課、医療課、調査課、特別指導第一・二課、指導監査課及び各都県事務所の保有する情報開示請求に対する開示内容の統一化、的確に速やかな処理を図ることを目的として開示内容及び進捗の管理を行っています。

（特別指導第一課、第二課）

1. 特定事項に関する監督について

（１）制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」について監督を行います。

（２）業務内容

関東信越厚生局長が保険医療機関等に対し、「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」に関する監督を行います。

（指導監査課・各都県事務所）

指導監査課及び都県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務を行います。指導監査課は、関東信越厚生局が所在する埼玉県を、また、埼玉県以外の各都県事務所は都県事務所が所在する都県をそれぞれ管轄しています。以下、指導監査課及び都県事務所に共通する業務について説明します。

1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について

（1）制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導は保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また、受領委任に係る承諾及び登録を受けた柔道整復師及び施術所に対し、柔道整復に関する指導及び監査を、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し、指定訪問看護に関する指導及び監査をそれぞれ行います。

（2）業務内容

① 保険医療機関等に対する指導・監査

指導は、「指導大綱（※1）」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、講習会形式又は面談懇談形式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、個別指導等により明らかに不正等が疑われる場合は監査を行います。

その監査は、「監査要綱（※1）」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査の結果により、保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消のほか、戒告・注意の措置を行っています。

このうち指定の取消及び登録の取消は、関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得て、行政処分として行っています。

※1 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付保発第117号厚生省保険局長通知）により定められています。

② 施設基準に関する調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料の施設基準）等に基づき保険医療機関等からの届出について、審査を行っています。

また、施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の届出受理後の調査を実施し、必要に応じ指導等を行っています。

③ 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務及び指導・監査

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの申し出について、審査、受理等を行っています。

受領委任の取扱いを承諾・登録した柔道整復師を対象として、講習会形式による集団指導を行っています。

④ 指定訪問看護事業者に対する指導・監査

指導は、「指導要綱（※2）」に基づき集団指導を、講習会形式により、指定訪問看護事業者及び管理者等に出席を求め、保険診療等に関して実施しています。

※2 「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」（平成15年4月1日付保発第0401006号厚生労働省保険局長通知）により定められています。

（3）実績

① 30年度 保険医療機関等の指導・監査状況

（単位：件）

都県名	対象機関	新規 個別指導	集団指導	集团的 個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	34	468	54	44	0
	歯 科	26	290	94	29	0
	薬 局	46	219	91	48	1
栃木県	医 科	24	184	54	35	0
	歯 科	23	124	61	37	0
	薬 局	30	135	63	31	0
群馬県	医 科	22	266	43	41	0
	歯 科	19	239	59	29	0
	薬 局	34	189	33	33	0
埼玉県	医 科	114	441	161	81	1
	歯 科	96	539	194	75	2
	薬 局	122	482	209	76	0
千葉県	医 科	63	599	116	67	0
	歯 科	87	900	209	50	1
	薬 局	112	704	179	74	0
東京都	医 科	656	370	499	116	2
	歯 科	310	257	714	101	3
	薬 局	301	243	274	122	0
神奈川県	医 科	212	619	303	68	1
	歯 科	112	530	355	30	4
	薬 局	198	579	265	144	0
新潟県	医 科	21	237	37	46	0
	歯 科	17	223	96	19	1
	薬 局	31	198	84	41	0
山梨県	医 科	11	237	26	10	0
	歯 科	4	189	34	16	0
	薬 局	15	150	33	16	0

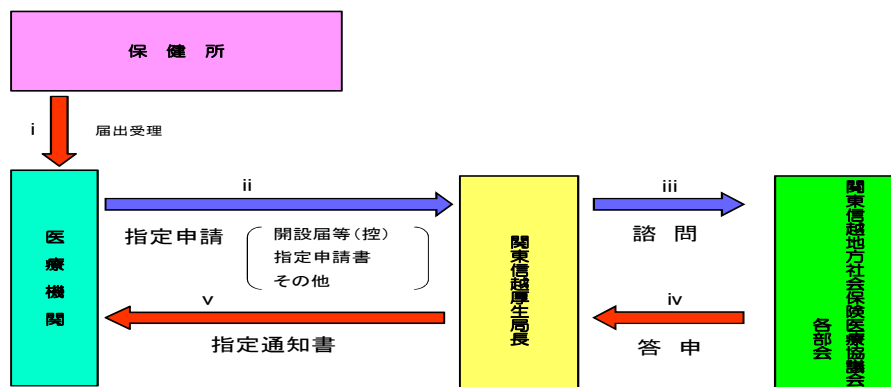
長野県	医 科	32	205	54	47	0
	歯 科	18	181	51	31	1
	薬 局	27	189	55	31	0
合 計	医 科	1, 189	3, 626	1, 347	555	4
	歯 科	712	3, 472	1, 867	417	12
	薬 局	916	3, 088	1, 286	616	1

2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

（1）制度の概要

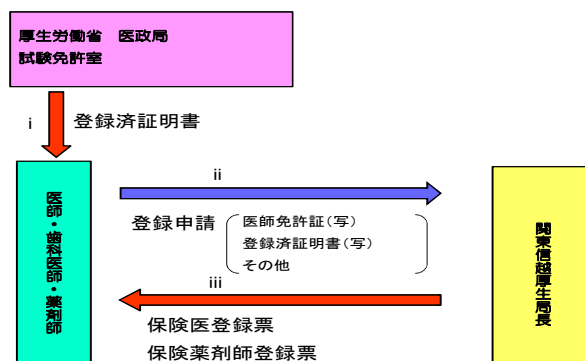
保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ

① 保険医療機関等の指定申請手続きについて



- i 医療機関の届出が受理される
- ii 指導監査課及び各都県事務所に指定申請書を提出
- iii、iv 関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得る
- v 指定通知書の交付

② 保険医・保険薬剤師の登録申請手続きについて



- i 医師免許証への登録済証明書が送付される
 - ii 申請書に登録済証明書の写等を添付し申請
 - iii 保険医登録票等の発行
- ※ 指定・登録が行われない場合
- ・指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
 - ・医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて関東信越厚生局による指導を受けたとき
 - ・保険医療機関等や保険医等として著しく不適当と認められるとき

（２）業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師及び歯科医師の保険医の登録や、保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険薬剤師の登録を行います。

（３）実 績

① 保険医療機関等の指定状況

（単位：件）

都県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指定	廃止等	指定	廃止等	指定	廃止等
茨城県	204	188	132	133	220	195
栃木県	143	143	83	83	156	135
群馬県	162	159	116	121	166	136
埼玉県	576	551	475	470	472	409
千葉県	460	442	361	354	374	355
東京都	2,129	1,868	1,411	1,395	1,206	1,112
神奈川県	1,016	921	629	627	693	630
新潟県	186	199	117	127	250	230
山梨県	70	68	43	43	88	82
長野県	201	219	100	104	141	134

② 指定訪問看護事業者の指定状況（単位：件）

都県名	指定	廃止等
茨城県	23	4
栃木県	20	5
群馬県	22	13
埼玉県	70	16
千葉県	55	20
東京都	140	48
神奈川県	88	28

新潟県	13	5
山梨県	3	3
長野県	8	3

③ 保険医等の登録状況

（単位：人）

都県名		新規登録	抹消等	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	178	12	434	471
	歯 科 医 師	8	15	55	40
	薬 剤 師	165	0	200	174
栃木県	医 師	138	11	339	350
	歯 科 医 師	7	10	49	32
	薬 剤 師	142	1	124	140
群馬県	医 師	95	35	179	186
	歯 科 医 師	3	10	56	35
	薬 剤 師	126	3	107	105
埼玉県	医 師	392	29	1,179	1,037
	歯 科 医 師	99	16	219	234
	薬 剤 師	565	5	565	544
千葉県	医 師	412	22	1,226	1,127
	歯 科 医 師	149	9	198	265
	薬 剤 師	515	1	511	493
東京都	医 師	1,288	50	3,108	3,208
	歯 科 医 師	441	29	544	537
	薬 剤 師	1,370	12	1,265	1,262
神奈川県	医 師	660	30	1,479	1,476
	歯 科 医 師	150	15	232	248
	薬 剤 師	819	2	634	607
新潟県	医 師	113	42	113	142
	歯 科 医 師	90	19	77	112
	薬 剤 師	104	6	63	89
山梨県	医 師	60	5	104	111
	歯 科 医 師	4	3	16	7
	薬 剤 師	45	2	68	54
長野県	医 師	126	33	192	220
	歯 科 医 師	32	12	43	56
	薬 剤 師	80	8	136	100

3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について

（１）概 要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、関東信越地方社会保険医療協議会の部会で審議が行われます。

（２）業務内容

指導監査課及び各都県事務所では、それぞれの都県名を冠した関東信越地方社会保険医療協議会の部会の庶務を行っています。

（３）実 績

管内１０部会とも、平成３１年４月から令和平成２年３月まで（主に令和元年５月から令和２年４月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和元年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内１０部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

都県名	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
茨城県	54	136	43	92	72	154
栃木県	32	118	24	62	42	119
群馬県	44	129	25	87	66	104
埼玉県	179	371	123	349	189	284
千葉県	163	331	103	251	125	255
東京都	814	1,304	448	976	543	644
神奈川県	347	676	173	453	298	376
新潟県	48	121	27	98	70	185
山梨県	20	38	14	30	28	62
長野県	41	137	28	62	27	118

（麻薬取締部）

1. 麻薬取締部の業務について

麻薬取締部では、①不正な麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物などの薬物犯罪の取締りを行うほか、②医薬品である麻薬等の取扱いに関する免許事務等の行政事務、③麻薬等中毒者対策（相談業務を含む）及び④薬物乱用防止普及啓発活動を実施しています。

2. 麻薬等事犯の取締りについて

（1）制度の概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

このため麻薬取締部では、特別司法警察員である麻薬取締官が捜査を行い、麻薬等事犯の取締りを行っています。

（2）実 績

区 分		令和元(平成31)年中
検挙人員		2 1 7 人
主な押収薬物	覚醒剤	約 1, 1 0 0 kg
	大麻	約 2 7. 4 kg
	大麻草	1, 0 1 5 株
	麻薬	約 1 6 7 g
	向精神薬	4, 0 1 9 錠

3. 麻薬取扱者等に対する指導・監督について

（1）制度の概要

麻薬は、医療上極めて高い価値を有していますが、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の要因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制とするなど必要な取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

（２）実績

（単位：件）

区 分	令和元(平成31)年度
麻薬元卸売業者に関する免許	5
家庭麻薬製造業者	0
向精神薬取扱者（輸入、輸出、製造製剤業者等）	4 4
麻薬譲渡許可	1 3 9
麻薬携帯輸出入許可	1, 7 5 4
麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理	4 2 5
麻薬関係業務所等に対する立入検査	1 4

4. 麻薬等中毒者対策について

（１）制度の概要

覚醒剤の再犯者が占める割合が年々増加しており、平成30年は、検挙人員の約66%を占めている状況から、薬物乱用をなくすためには、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進が必要不可欠です。

このため麻薬取締部では、相談業務等の充実により、麻薬等中毒者対策を実施しています。

（２）実績

区 分	令和元(平成31)年度中
相談電話やEメールによる相談件数	1, 0 6 9 件
薬物中毒対策連絡会議の開催	1 1 月 千葉県

5. 薬物乱用防止普及啓発活動について

（１）制度の概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらない社会環境を構築することが重要です。このため、麻薬取締部では、学校、特に大学生や行政機関、民間団体等に対する薬物乱用防止講演の講師として麻薬取締官OBや現職の麻薬取締官を派遣しています。

（２）実績

区 分	令和元(平成31)年度中
講演活動実施件数	合計 4 4 件
講演活動対象人数	約 3, 3 1 8 人

（注）[麻薬取締官ホームページ](#)には、上記のほかに、採用情報等を掲載しています。

また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、[薬物に関する情報提供](#)からお寄せ下さい。

（社会保険審査官）

1. 社会保険審査官が行う事務等について

（1）制度の概要（審査請求について）

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うに当たり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から3か月以内に行うこととされています。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する審査請求については、厚生労働省に設置された社会保険審査会が担当しています。

※ 審査請求とは、被保険者や被保険者であった者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合及び厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

（2）業務内容

社会保険審査官は、審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い、請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知しています。

（3）実 績

令和元年度に受付した審査請求事件の件数は2,953件となっており、電話、文書及び訪問等による相談件数も956件となっています。

また、前年度から繰り越した審査請求事件を含めた3,817件の内、2,627件を処理しています。

審査請求の流れ

